

○猪名川町指定管理者選定委員会傍聴要領

平成17年12月28日

要領第49号

改正 平成26年3月31日要領第14号

平成29年11月27日要領第50号

(趣旨)

第1条 この要領は、猪名川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年規則第16号）第13条第2項の規定に基づき、猪名川町指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人)

第2条 傍聴人とは選定委員会の許可を得て、会議を傍聴する者をいう。

(傍聴の申出等)

第3条 傍聴を希望する者は、会議の当日、選定委員会の開催予定時刻までに、傍聴申出書（別記様式）に所要事項を記入の上申し出なければならない。

2 選定委員会開催後においては、傍聴の申し出は受け付けない。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、刃物、その他危険なものを所持している者
- (2) 前号に掲げる者のほか傍聴に必要でない物品類を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 係員の指示に従わない者
- (5) その他選定委員会において傍聴させることが適当でないとする者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、係員の指示に従い、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言動に対して拍手その他の方法で、賛否の意思表示をしないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻をするなど、示威的な行為をしないこと。
- (4) 飲食、喫煙その他不体裁な行為をしないこと。
- (5) 会議室において写真撮影、録画又は録音等これらに類する行為をしないこと。ただし、事前に委員長の許可を受けた場合を除く。

(6) その他、選定委員会の秩序を乱し、又は会議を妨げとなるような行為はしないこと。

(傍聴者等の制限)

第6条 選定委員会は、会議室等の整理又は協議等のために必要があるときは、傍聴をしようとする者を制限することができる。

(退場命令等)

第7条 選定委員会は、傍聴人が、この要領に違反したとき若しくは周囲の状況により違反するおそれがあるときは、傍聴人に対し注意を促し、なお改めず選定委員会の命令等又は係員の指示に従わなかったときは、退場を命じることができる。

2 傍聴人は、退場を命じられたときは、すみやかに退場しなければならない。

3 第1項の規定により退場を命じられた者は、当日再び傍聴することができない。

附 則

この要領は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日要領第14号)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年11月27日要領第50号)

この要領は、公布の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

別記様式(第3条関係)

傍聴申出書

年 月 日開催

猪名川町指定管理者選定委員会

住所	氏名	摘要